

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第八十三条まで（現行のとおり）
 別表第一から別表第九まで（現行のとおり）
 別表第十 公害防止管理者の資格要件（第四十九条関係）

第一条から第八十三条まで（略）
 別表第一から別表第九まで（略）
 別表第十 公害防止管理者の資格要件（第四十九条関係）

区分	資格要件
東京都一種公害防止管理者	一（現行のとおり） （一）から（十一）まで（現行のとおり） （十二） エネルギーの使用の合理化等に関する法律第九条第一項に定めるエネルギー管理士免状を有する者（十三）及び（十四）（現行のとおり） 二から四まで（現行のとおり）
東京都二種公害防止管理者	（現行のとおり）

区分	資格要件
東京都一種公害防止管理者	一（略） （一）から（十一）まで（略） （十二） エネルギーの使用の合理化等に関する法律第九条第一項に定めるエネルギー管理士免状を有する者（十三）及び（十四）（略） 二から四まで（略）
東京都二種公害防止管理者	（略）

別表第十一及び別表第十二（現行のとおり）
 別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法（第五十九条関係）

別表第十一及び別表第十二（略）
 別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法（第五十九条関係）

工事の区分	監視の方法
一（現行のとおり）	工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の施工中及び工事終了後において、付表に定めるところにより、それぞれ一回以上（当該作業の施工の期間が六日を超える場合、当該期間の六日ごと）一回以上、二区画以上の区画にわたって行われる場合、区画ごとに一回以上）大気中における石綿の濃度を測定し、その結果を記録し、これを三年間保存する方法
二（現行のとおり）	解体又は改修工事の現場内に

工事の区分	監視の方法
一（略）	工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の施工中及び工事終了後において、付表に定めるところにより、それぞれ一回以上（当該作業の施工の期間が六日を超える場合、当該期間の六日ごと）一回以上、二区画以上の区画にわたって行われる場合、区画ごとに一回以上）大気中における石綿の濃度を測定する方法
二（略）	解体又は改修工事の現場内に

付表

おいて目視によつて粉じんの飛散の状況を監視し、その結果を記録し、これを三年間保存する方法

測定位置

(現行のとおり)

測定方法

次に掲げる方法のうち、石綿の種類(クリンタイル、トレモライト)その他の石綿の種類をい(う)に心して適切であると認められるもの
一 大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)第十六条の二及び第十六条の三第一号の規定に基づき、環境大臣が定める石綿に係る濃度の測定法の例による方法
二 十分な精度を有するものとして知事が別に定める方法

別表第十四から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

付表

おいて目視によつて粉じんの飛散の状況を監視する方法

測定位置

(略)

測定方法

大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)第十六条の二及び第十六条の三第一号の規定に基づき、環境大臣が定める石綿に係る濃度の測定法の例による。

別表第十四から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)